不利益処分の処分基準

整	理	番	号	1	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処	分(の概	要	土地の形状変更改善の		
根抄	処法令	(条例	等)	鳩山町環境保全条例	(平成5年条例第19号)	
根	拠	条	項	(改善命令) 第24条 町長は、事業 きは、期限を定め必	主等が前条の規定によ 要な改善を命ずること	
処	分	基	準			

関	係	法	令	等				条例第2 条例施2	第17第	<i>S</i>		
関	係	文	書	等	_							
処分	基準	善 設5	官年月	月日		年	月	日				
備				考	_							

不利益処分の処分基準

整	理	番	号	2	処理機関(所管課)	地域創生環境課							
処	分	の概	要	土地の形状変更許可	土地の形状変更許可取消								
根抄	処法令	(条例	等)	鳩山町環境保全条例	(平成5年条例第19号)								
根	拠	条	項	71.	主が偽りその他不正な 全の許可を受けたとき ときは、その許可を取	、又は前条の規定に							
処	分	基	準										

関	係	法	令	等				:条例第 :条例施	第18	Ž.		
関	係	文	書	等	-							
処分	基準	善設気	定年月	月日		年	月	日				
備				考	-							

整	理	番	号	3	処理機関(所管課)	地域創生環境課							
処	分	の概	要	土地の形状変更中止の	土地の形状変更中止命令								
根抄	処法令	(条例	等)	(平成5年条例第19号)									
根	拠	条	項		条第1項又は第20条の 更を施行している事業 を命ずることができる	主等に対し、当該土							
処	分	基	準										

未設定(判断基準が法令等において規定されているため、審査基準を設定しない。)

関	係	法	令	等				条例第 条例施				
関	係	文	書	等	-							
処分	基準	善設気	定年月	月日		年	月	日				
備				考	-							

整	理	番	号	4	処理機関(所管課)	地域創生環境課							
処	分	の概	要	土地の形状変更原状	土地の形状変更原状回復命令								
根據	根拠法令(条例等) 鳩山町環境保全条例(平成5年条例第19号)												
根	拠	条	項	7,7,7,7	5条の規定により許可を 土地の形状変更の中止 その他必要な措置を命	を命じたときは、期							
処	分	基	準										

未設定(判断基準が法令等において規定されているため、審査基準を設定しない。)

関	係	法	令	等				全条例第 全条例施				
関	係	文	書	等	-							
処分	基準	善設気	定年月	月日		年	月	日				
備				考	-							

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・											
整	理	番	号	5	処理機関(所管	(課)	地域創生環境課					
処	分の	つ 概	要	土地の形状変更の中止と	 スは完了等検査	至に係.	る改善命令					
根抄	処法令	(条例	等)	鳩山町環境保全条例(5	P成5年条例第	19号)						
根	拠	条	項	(土地の形状変更の中上 第28条 略 2 町長は、前項の規定に による許可の条件又は 準に適合しているかを 事業主等に対し、期限を	よる届出があ 第19条の規定 検査し、適合し	による してい	規則で定める施行基 ないと認めるときは、					
処	分	基	準									
未	未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を											

設定しない。)

関	係	法	令	等	-							
関	係	文	書	等	-							
処分	基準	善 設分	官年月	月		年	月	日				
備				考	-							

整	理	番	号	6	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処	分	か 概	要	水道水源保全のための 命令	の協議における同意事項	項違反行為への中止
根抽	処法令	(条例	等)	鳩山町環境保全条例	(平成5年条例第19号)	
根	拠	条	項	為の中止を命じ、又 しくは原状回復が著	3条第1項の規定に違反付された条件に違反し付された条件に違反しは相当の期限を定めていく困難である場合にき旨を命ずることができる	た者に対してその行原状回復を命じ、若、これに代わるべき
処	分	基	準			

関	係	法	令	等	鳩口	山町環	境保全	条例第	43条			
関	係	文	書	等	-							
処分	基立	善設気	官年月	月日		年	月	目				
備 考			考	-								

不利益処分の処分基準

整	理	番	号	7	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処	分	の概	要	管理不良状態にある3	空き地等に対する適正々	管理命令
根抄	処法令	(条例	等)	鳩山町環境保全条例	(平成5年条例第19号)	
根	拠	条	項		の規定による勧告を履 不良状態の解消につい 必要な措置を命ずるこ	て、期限を定め雑草
処	分	基	準			

関	係	法	令	等				条例第 条例施	第34条、	第36条		
関	係	文	書	等	ı							
処分	走	售設 気	定年月	月		年	月	目				
備				考	-							

整	理	番	号	8	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処	分	の相	死 要	放置車両に対する移動	めの命令	
根抄	処法令	(条付	列等)	鳩山町環境保全条例	(平成5年条例第19号)	
根	拠	条	項	議のうえ、当該所有	第1項の規定による調認したときは、事前に 認したときは、事前に 者に対し、期限を定め するよう命ずることが	所轄の警察署長と協
処	分	基	準			

未設定(許認可等の判断基準が法令において規定されているため、審査基準を設定しない。)

関	係	法	令	等				条例第二条例施	第39条	:		
関	係	文	書	等	-							
処分	基型	善 設5	官年月	月		年	月	日				
備				考	_							

整	理	番	号	9	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処	分	の概	要	放置車両に対する引	取の命令	
根抄	処法令	(条例	等)	鳩山町環境保全条例	(平成5年条例第19号)	
根	拠	条	項		第1項の規則で定める の所有者等を確認した 当該車両を引き取るよ	ときは、当該所有者
処	分	基	準			

未設定(許認可等の判断基準が法令等において規定されているため、審査基準を設定しない。)

関	係	法	令	等						第59条 第42条		
関	係	文	書	等	-							
処分	}基组	声 設定	官年月	月日		年	月	月				
備				考	_							

整	理	番	号	10	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処	分(の概	要	放置車両移動の費用等	等徴収	
根抄	処法令	(条例	等)	鳩山町環境保全条例	(平成5年条例第19号)	
根	拠	条	項	取りを命ぜられた所		より放置車両の引き
処	分	基	準			

関	係	法	令	等	鳩山	」町環	境保全	:条例第	60条、	第61纟	Ř.		
関	係	文	書	等	_								
処分	基型	善 設5	官年月	月		年	月	日					
備				考	_								

不利益処分の処分基準

整	理	番	号	11	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処	分	の概	要	自動車のたい積保管に	こ対する改善命令	
根抄	処法令	(条例	等)	鳩山町環境保全条例	(平成5年条例第19号)	
根	拠	条	項	(改善命令) 第71条 町長は、第66 規定による勧告に従 ずることができる。	条の規定による許可を わないときは、期限を	
処	分	基	準			

関	係	法	令	等				:条例第 :条例施	第49条、	第51条		
関	係	文	書	等	_							
処分	基	善設気	官年月	月日		年	月	日				
備				考	-							

不利益処分の処分基準

整	理	番	号	12	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処	分	の概	要	不法投棄行為者に対す	する現状回復その他必要	要な措置命令
根抄	処法令	(条例	[等]	鳩山町環境保全条例	(平成5年条例第19号)	
根	拠	条	項		第1項の調査の結果、 当該投棄者に対し、期 命ずることができる。	
処	分	基	準			

関	係	法	令	等				条例第8 条例施				
関	係	文	書	等	-							
処分	基準	善設気	官年月	月日		年	月	日				
備				考	-							

					· /	1						
整	理	番	号	13	処理機関(所管課)	地域創生環境課						
処	分(の概	要	土砂のたい積許可取消								
根	処法令	(条例	等)	鳩山町土砂のたい積の	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例(平成15年条例第30号)							
根	拠	条	項	きは、当該許可を取 (1) 不正な手段によ を受けたとき。 (2) 第6条第1項的 とき。 (3) 第6条第1項の をを超える期間引 (4) 第8条第1項の き。 (5) 第8条第3項 む。) の条件に違い (6) 第9条第1項の を受けないで土砂	事業者が次の各号のいまり消すことができる。まり、第6条第1項又はまり、第6条第1項又はまず可に係る土砂のたいまではまり、まずではない土砂を続き土砂のたいはまり。 は第9条第2項においまりますに違反しない土砂を表に違反して同項によったとき。のたい積を行ったとき、第3項又は第4項の規	第9条第1項の許可 2算して、1年を経過 1積に着手しなかった 1積に着手した日後1 1行っていないとき。 2のたい積を行ったと て準用する場合を含 1規定する変更の許可 。						
処	分	基	準									

未設定(許認可等の判断基準が法令等において規定されているため、審査基準を設定しない。)

関係法令等	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例第8条、第9条
関係文書等	_
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	_

整	理		番	号	14	処理機関(所管課)	地域創生環境課						
処	分	の	概	要	土砂のたい積改善命令	土砂のたい積改善命令							
根拠法令(条例等)					鳩山町土砂のたい積の	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例(平成15年条例第30号)							
根	拠		条	項	る計画に従って土砂 当該許可を受けた者	事業者が当該許可(第 、その許可)を受けた のたい積を行っていな に対し、期限を定めて を命ずることができる	土砂のたい積に関す いと認めるときは、 、その改善に必要な						
処	分		基	準									

関	係	法	令	等	鳩口	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例施行規則第24条							
関	係	文	書	等	_								
処分	処分基準設定年月日					年	月	日					
備				考	-								

整	理	番	号	15	処理機関(所管課)	地域創生環境課						
処	分(の概	要	土砂のたい積中止命	土砂のたい積中止命令							
根技	処法令	(条例	等)	鳩山町土砂のたい積の	の規制に関する条例(ュ	平成15年条例第30号)						
根	拠	条	項	砂のたい積を行った 当該違反行為をする は当該土砂のたい積 けた者があるときは	31項又は第9条第1項 者(当該土砂のたい積 ことを要求し、依頼し を行った者が当該違反 、その者を含む。)に対 限を定めて土砂の除却 ることができる。	を行った者に対し、 、若しくは唆し、又 行為をすることを助 けし、土砂のたい積の						
処	分	基	準									

関	係	法	令	等	鳩口	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例施行規則第24条							
関	係	文	書	等	-								
処分基準設定年月日				月日		年	月	日					
備				考	-								

整	理	番	号	16	処理機関(所管課)	地域創生環境課					
処	分(の 概	要	土砂のたい積措置命令							
根	処法令	(条例	等)	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例(平成15年条例第30号)							
根	拠	条	項	砂のたい積を行っているでは当該土は当該土は当該土は当該土をできるではないでは、といるでは、といるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	者が土壌基準を遵守せ 認める場合(第16条た 当該許可事業者に対し 状を保全するために必 できる。 だし書の確認を受けた 確認に係る土砂のたい 康に係る被害を生じ、 たときは、当該許可事 、又は現状を保全する	を行った者に対し、又 大君に対し、又 大君をすることを積った。 大君をするたい者でした。 大君をするたい者でした。 大君にものでなった。 大君にものでは、 本では、 、でのも、 、でのも、 、でのも、 、でのも、 、でのも、 、でのも、 、でのも、 、でのも、 、でのも、 、でのも、 、でのも、 、でのも、 、でいる、 、、 、でいる、 、、 、でいる、 、、 、、 、、 、 、 、 、 、 、 、 、 、					
処	分	基	準								

関	係	法	令	等	鳩口	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例施行規則第24条								
関	係	文	書	等	_									
処分	処分基準設定年月日					年	月	日						
備				考	_									